

院内感染防止指針

第1条 院内感染に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止を全従業員が把握し指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

第2条 院内感染の管理体制

- (1) 院長を議長とし、各専門職代表を構成員として組織する院内感染防止委員会（以下、防止委員会）を設け、毎月1回定期的に会議を行い、院内感染防止を行う。緊急時は、臨時会議を開催する。
- (2) 対策委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
 - ① 院内感染防止指針及びマニュアルの作成・見直し
 - ② 院内感染防止に関する資料の収集と職員への周知
 - ③ 職員研修の企画
 - ④ 異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
 - ⑤ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
- (3) 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- (4) 委員はその職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止以外のものは委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
- (5) 下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、厚労省令で定める場合を除き、①に掲げるものについては直ちに、②に掲げるものについては7日以内に最寄りの保健所長を経由して県知事に届け出なければならない。
 - ① 1類感染症、2類感染症、3類感染症、4類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び5類感染症のうち侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん、風しん
 - ② その他の5類感染症（全数把握対象）

第3条 職員研修

- (1) 院内感染防止の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

第4条 院内感染発生時の対応

- (1) MRSA等の感染を防止するため、「感染情報レポート」を週1回程度作成し、スタッフの情報供給を図るとともに、院内感染防止委員会で再確認等して活用する。

- (2) 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。防止委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

第5条 院内感染防止マニュアル

別紙、院内感染防止マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

第6条 患者への情報提供と説明

- ① 本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにする。
- ② 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

第7条 その他の医療機関内における院内感染防止の推進

- ① 感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内感染防止相談窓口（厚生労働省委託事業）にFAX（03-3812-6180）で質問を行い、適切な助言を得る。また、過去の質問と回答が同学会ホームページに掲載されているので、活用する。

<http://www.kansensho.or.jp/sisetunai/index.html>

- ② その他、医療機関内における院内感染防止を推進する。

平成29年11月1日改定
令和4年6月1日現在

砺波サンシャイン病院 院内感染防止委員会